

大東亞建設民族人口資料 三〇  
昭和十七年三月三十日

各國の人口政策 第一輯

(一) 北米合衆國

厚生省 人口問題研究所

B50.41  
90  
1-30

M93A05  
20

はしがき

本輯は本研究所に於いて諸外國に於ける人種政策に関する調査研究の  
参考に資するため スタインワルネル Dr. Steinwaller 氏が  
"Fortschritte der Bakteriologie Rassenhygiene und ihrer  
Grenzgebiete" 第三卷第三號 (一九三九年六月) に掲載したる  
"Rassenhygienische Gesetzgebung u. Massnahmen im  
Ausland. 3. Teil" の内 北米合衆國に関する部分につき 横  
田 年をして抄譯せしめたものである。

昭和十七年三月三十日

厚生省 人口問題研究所

各國の人種政策——第一輯

(一) 北米合衆國

北米合衆國には次に擧げる三群の異人種が存在し、合衆國の人種政策は之等の異人種を問題の対象としなければならぬ。

ノ アメリカインディアン等の原住人種

又 十七世紀初頭から奴隸として輸入されたニグロ

子 前世紀半頃から移住した少数人種（日本人、支那人、メキシコ人、ゲルマン族ならざる南歐及東歐よりの移民）

北米の人種政策に於てニグロは主役を勤めたが之は今日に於ても最も重要な問題である。彼等は一六一九年から経済的事情の爲大量に北米に輸入され就中南部に於て奴隸として使役された。次で一七七七年から奴隸解放が始つた。併し憲法が發布された一七八九年に尚約七五〇、〇〇〇人の黒人奴隸が存在してゐた。憲法には黒人の法律上の身分に關し何等有效な規定

が無かつたのである。之に關聯した憲法の條文は二重の意味に解釋された爲にニグロの多い南部諸州では奴隸制度が尙許可されてゐるかの如く解し、北部諸州では之と反對の見解を持つてゐた。此の法律上の解釋の不明瞭なる結果南部諸州が離反し次でリンカーンは戦争を起して再び南部を統一した。内亂の結果として奴隸制度は全く廢止され、更に一八六五年の第十三回憲法改正により「奴隸制度及び自由意志に反する隷屬はアメリカ合衆國內に於て許可せず。犯罪に対する刑罰としての奴隸も許可せず。犯罪は合理的處理により判決す」と規定された。此の當時北米には既に五百萬人の黒人が存在し、解放されたのである。次で解放されたニグロの法律上の身分の規定により黒人問題の發展が特徴づけられた。茲に重要なるは一八六五年四月九日附の第一民法であつて、次の如き規定がある。「合衆國に生れ、外國の権力に従屬せざる者は課税せられざるアメリカインディアンを除き合衆國市民と解す。市民たる者は如何なる種族も、有色人種も、又既に往に於ける奴隸たる身分に關せず、合衆國の各州及領域に於て次の同等の

### 權利を保障すべし

次で一八七八年七月二十八日附第十四回憲法改正により憲法力を以て平等權が記録されたが、就中人種法として次の條文は注目し得る。「合衆國に生れ又は帰化し合衆國政府に從屬する者は總て合衆國市民たるを同時に其の居住する州の市民とす。州は合衆國市民の權利を左右するか如き法律を制定する事を得ず。合理的なる法律上の根據あり、合法的の處理を認めらるゝ場合に於ては州は個人の生命、自由權、財産權を左右する事を得ず。如何なる州も其の行政力の下にある個人に対し法律上の平等なる保護を拒否する事を得ず。」次に一八七〇年三月三十日の第十五回憲法改正は總ての異人種に対し合衆國市民たる限り選舉權、投票權を許可した。

上述の諸規定により合衆國の異人種殊にニグロは白人市民と共に完全なる法律上の平等權を有するのである。併しながら人種政策上非常に興味のある事は、今や現實の状態は平等思想に支持された根本方針の規定する處とは全く別の様に發展したのである。次に合衆國に於ける特徴のある人種

政策に就て述べやう。

一 白人と異人種の混血結婚禁止規定及び

私通禁止規定（人種交混法）

合衆國の三十州に於て特殊の混血結婚禁止規定がある。尚、二、三の州に於ては白人と異人種との間の私通禁止が規定されてゐる。何れも州により非常に種々様々である。之を一覽表にして掲げると次の如くである。

| 州名      | 混血結婚禁止規定                            | 制定年度 | 罰則               |
|---------|-------------------------------------|------|------------------|
| アラバマ    | 白人対ニグロ又ハニグロ混血結婚禁止（以下同様）             | 一九二二 | 二年以上七年以下の禁錮      |
| アリゾナ    | コーカサス人種又は其の子孫対ニグロ・蒙古人・インディアン及び其等の子孫 | 一九二八 | 六箇月以下の禁錮又は罰金又は兩者 |
| アーカンサス  | 白人対ニグロ又はムラット（白人と黒人の混血）              | 一九二二 | 一年以下の禁錮          |
| カリフォルニア | 白人対ニグロ・ムラット・蒙古人・マレイ人                | 一九二九 | 無し               |
| コロラド    | 白人対ニグロ・ムラット                         | 一九二二 | 二年以下の懲役又は罰金又は兩者  |

|        |   |              |  |
|--------|---|--------------|--|
| デラウエア  | 白人対ニグロ・ムラツト   | 一九二七         | 百弗の罰金、または時は三十日以下の拘留                      |
| フロリダ   | 白人対ニグロ・ハ分の一以上のニグロの血液を有する混血児                                     | 一九二七         | 十年以下の禁錮又は千弗以下の罰金                         |
| ジョージヤ  | 白人又はコーカサス人種<br>対ニグロ・アフリカ土人・インディアン・印度人・蒙古人・日本人・支那人等の血を僅かたりとも有する者 | 一九三〇         | 千弗以下の罰金又は六箇月以下の禁錮又は一年以下の懲役或は以上の二、三を同時に科す |
| アイダホ   | 白人対蒙古人・ニグロ・ムラツト   | 一九一九<br>一九三一 | 六箇月以下の禁錮又は三百弗以下の罰金又は此の兩者                 |
| インディアナ | 白人対八分の一以上のニグロの血を有する者  | 一九二八         | 一年以上二年以下の禁錮及百弗乃至千弗の罰金                    |
| ケンタツキイ | 白人対ニグロ・ムラツト   | 一九二二         | 五百弗乃至五千弗の罰金、罰を受けたる後性交を継続した場合三箇月以上一年以下の禁錮 |

|         |   |              |                                    |
|---------|---|--------------|------------------------------------|
| ルイジアナ   | コーカサス人種即ち白人<br>対インディアン・有色人種・ニグロ<br>インディアン対有色人種又はニグロ | 一九二〇<br>一九二五 | 一箇月乃至一箇年の禁錮                        |
| マリールランド | 白人対ニグロ又は八分の二以上のニグロの血を有する混血児                         | 一九三四         | 一年半以上十年以下の禁錮                       |
| ミンシッピ   | 白人対ニグロ・蒙古人・ニグロ或は蒙古人の血を八分の二<br>以上有する混血児              | 一九三八         | 五百弗以下の罰金十年以下の禁錮又<br>は兩者            |
| ミズーリー   | 白人対蒙古人・ニグロ・八分の二以上のニグロの血を<br>有する混血児                  | 一九二九         | 二年以下三箇月以上の禁錮又は百<br>弗以上の罰金又は兩者      |
| モンタナ    | 白人対蒙古人・僅かたりともニグロの血を有する<br>と認め得る者                    | 一九二一         | 五百弗以下の罰金、又は六箇月以上<br>の禁錮又は兩者        |
| ネブラスカ   | 白人対八分の二以上のニグロ・日本人・支那人の<br>血を有する者                    | 一九二二         | 百弗以下の罰金又は六箇月以下の<br>禁錮              |
| ネバダ     | 白人対ニグロ・蒙古人・マレー人                                     | 一九一三         | 六箇月以上一年以下の禁錮又は五百<br>弗乃至千弗の罰金又は此の兩者 |



|          |  |              |                           |
|----------|--|--------------|---------------------------|
| ノースカロライナ | 白人対ニグロ又はインディアン<br>の血を八分の一以上<br>有する者                      | 一九三一         | 四箇月以上十年以下の禁錮又は<br>罰金      |
| ノースダコタ   | 白人対八分の一以上のニグロの血を<br>有する者                                 | 一九一三         | 十年以下の禁錮又は二千弗以下<br>の罰金又は兩者 |
| オクラホマ    | 白人対ニグロ   | 一九三一         | 五百弗以下の罰金一年以上五年以下の禁錮       |
| オレゴン     | 白人対四分の一以上のニグロ又は支那人の血を有する者、<br>二分の一以上のインディアン又はカナカ人の血を有する者 | 一九一〇         | 三箇月以上一年以下の禁錮              |
| ノースカロライナ | 白人対ニグロ・インディアン・ムラット・メステイツト<br>(混血の一種)                     | 一九二二         | 五百弗以上の罰金又は、又は一年以下の禁錮又は兩者  |
| ノースダコタ   | コーカサス人種対ニグロ・蒙古人・朝鮮人                                      | 一九二〇         | 千弗以下の罰金又は十年以下の禁錮又は兩者      |
| テネッシー    | 白人対八分の一以上のニグロの血を有する者                                     | 一九一七<br>一九一八 | 一年以上五年以下の禁錮               |

|             |   |      |                            |
|-------------|---|------|----------------------------|
| テキサス        | 白人対八分の一以上のニグロの血を有する者  | 一九二五 | 三年以上五年以下の禁錮                |
| ウター         | 白人対ニグロ又は蒙古人   | 一九一七 | 六箇月以下の禁錮又は三百弗以上の罰金又は此の兩者   |
| ヴァージニア      | コーカサス人種対僅かたりともニグロの血を有する者、十文分の一以上のインディアン <sup>の</sup> 血を有する者 | 一九三〇 | 二年以上五年以下の禁錮                |
| ウエスト・ヴァージニア | 白人対ニグロ  | 一九二二 | 一年以下の禁錮及び百弗以下の罰金           |
| ワイオミング      | 白人対ニグロ・ムラット・蒙古人・マレー人  | 一九二〇 | 百弗乃至千弗の罰金又は一年以上五年以下の禁錮又は兩者 |
| 州名          | 私通禁止規定  | 年数   | 罰則                         |
| アラバマ        | 白人対ニグロ・ニグロ混血児   | 一九二二 | 混血結婚禁止規定に準ず                |
| フロリダ        | 白人対ニグロ又は八分の一以上のニグロの血を有する混血児                                 | 一九二七 | 一年以下の懲役又は罰金                |

|        |                                     |              |                               |
|--------|-------------------------------------|--------------|-------------------------------|
| ルイジアナ  | コーカサス人種対インディアン・有色人種・ニグロ             | 一九二〇<br>一九二五 | 一年以下の禁錮                       |
| ネバダ    | インディアン対有色人種又はニグロ<br>白人対ニグロ・蒙古人・マレー人 | 一九一三         | 百弗乃至五百弗の罰金又は六箇月以上一箇年以下の禁錮又は兩者 |
| ソースタコタ | コーカサス人種対ニグロ・蒙古人・朝鮮人                 | 一九二九         | 千弗以下の罰金又は十年以下の禁錮又は兩者          |

此の他の州は混血結婚禁止規定を有しないが、其の内教刑は非常に多くの黒人人口を有してゐる。

之等の混血結婚禁止規定は白人と異人種の間に行はれた婚姻は無効なりと規定してゐる。場合により之から生れた子供は私生児として取扱はれ、相續権を認められぬ事がある。又故意に宗教的の結婚式を擧行したり、違法の混婚を行はんとする男女に結婚証明書を発行したりする事に対し多くの法律に於て多かれ少かれ罰則が設けられてゐる。更に十箇州に於ては自己の州に於ける禁制を避ける為他州に於て混婚を結んだ者に対し混婚禁止

規定に於ける罰則を適用すると規定する法律を有する。混婚未遂も屢々罰せられる

然し存から斯かる混血結婚禁止法の憲法適合性に関する疑義が起されたのは勿論であつて屢々論議された。即ち之が合衆國市民たる権利に影響し第十四回憲法改正に違反しはせぬかと云ふのである。併し最高法院の判決に於て混血結婚禁止法は全く憲法に適合してゐると常に決定されてゐる。例へば一八七七年アラバマ州の最高法院に於て次の如き判決が下つた。「婚姻は家族法の制度であり社会と秩序は之に基いてゐる。婚姻は一般の安寧の爲に州の最高の権力を以て規定される。最近制定された改正憲法に對し我が州は合衆國の一州として之に従ひ、市民に對し参政権を保證せんとする。併し我が州は今日迄家族法の事務を掌る爲有してゐた確實なる権力を放棄する事を望まぬ」と。一八八一年同法は又次の如き判決を下した。「結果は兩人種の混合を来し混血人口と退化文化の発生を来す。之は健全なる政治により阻止されるべきものであつて、此の健全なる政治は社会と國

家が最も注意してゐる処である」と。ヴァージニアの最高法廷は一八七八年次の如く宣言した。「風俗純潔の保持と、兩人種の道德的・身体的の幸福と我が南部地方の文化の進歩の爲に、相互に非常に差異のある兩人種は各自の範圍の内に於て神の與へ給ふた運命を分ち之を果さねばならぬ。神と自然が禁止してゐると看做される処の甚だ不自然な關係は積極的な法律を以て例外なく拒否さるべきである」と。最後に合衆國最高法廷は此の混血結婚禁止法の憲法適合性を記録した。(一八八八年 *Margaret V. Hill* の判決)

今日此の法律の憲法適合性に対する疑問は存在しない。

併しなから此の法律は州により非常に多様であり、殊に二、三の法律の條文は甚だ不明瞭にして而も人種生物学的に一樣に解釋出来ない表現の爲、實地に色々の困難を伴ふ事は更に不思議はない。之に加ふるに以上の他の十八箇州に於て斯かる法律が存在しない爲に、此の規定を有する州に於ても法律は非常に実効性に乏しいものとなつてゐる。即ち二人の人間の異なる結婚希望者は混血結婚を禁じてゐない州に逃避して結婚する事が出来るからで

ある。最も重大な缺陷は、四十三箇州に於て異人種間の私通を禁止してゐない島、結婚外混血に対する扉が開かれてゐる事である。實際私生児のムラツド（白人と黒人との混血児）の数は莫大なるものである。

## 二 移民制限法

近來北米合衆國は異民族移民の防止を目的とする法律を制定した。

光緒一八八二年五月六日支那人排斥法を制定し学生、觀光客を除く總ての支那人の移民を禁止した。

次で一九〇七年合衆國政府は日本と紳士協約を結ぶ日本人移民を防遏した。

一九一七年二月五日重要なる移民制限法を制定した。之によりアジア州の一定区域の土着民族は学生、外交官、宗教家等を除き合衆國に入國する事が出来なくなつた。制限地帯はオーマン、東アフガニスタン、英領印度（ベルグスタンの一部を除く）、ネパール、ポータン、露領トルキスタンの一部、西支那、シヤム、佛領印度支那、マレイ半島、セイロン島、スマト

ラ、ホルネオ、セレベス、ケモール、ニューギニヤ、印度洋及太平洋の小島である。

移民に関する最後の法令は一九二四年五月二十六日付で發布された移民法（ジョーンソン法）である。此の法律は特に次の如く規定してゐる

### 第十三條 c

帰化権を有せざる外国人は合衆國に入國する事を得ず。（此の爲アフリカ人を除く總ての有色人は入國出来ぬ）学生等も此の限りに非ず。許可されたる移民は之を非歩合移民と歩合移民に分つ。カナダ、ニューファウンドランド、キューバ、ハマ運河地帯、中米、南米よりの移民は前者に屬し、世界の他の部分よりの移民は右者に屬す

### 第十一條 b

一九二七年七月一日より各國に對する一年間の歩合移民割當數を一九二〇年に於ける各國の北米移民數の同年に於ける總移民數に對する割合を以て歩合移民總數十五万を配分して決定す。各國は最低百人以上の移民を許

可せらる。移民には曾て奴隷として輸入された人々の子孫を含まず。  
（之によりアフリカよりの黒人移民を拒否す）英佛等よりの移民に対して  
日南及東欧羅巴の諸國に比し三倍の歩合を許可す。

メキシコ人はその十分の一日白人、十分の三日インディアン、十分の六日イ  
ンディアンと白人とニグロの混血であるが移民に關しては此の間に歩合の  
制限はない。

尚一九二三三年合衆國市民に非ざる比律賓人の移民は毎年五十人づゝに制限  
された。

一九〇六年六月二十九日の合衆國法により歸北に關する制度が定まつた。  
此米の市民となり得る者は自由なる白人の外國人及びアフリカ生れの者又  
は其の子供は外國人である。如何なる外國人が白人に屬するかは就ては  
細目の規定がない。又アフリカ生れの者及び其の子供に就ての解釈にも論  
及しておまい。併し合衆國最高歸化委員會は慣例により詳細に之を規定し  
てゐる。即ち、合衆國外領域のインディアン、前述の移民法の制限区域の



任民にアジア人、日本人、支那人及比律賓人は帰化権が無い。之に反し  
然てのメキシコ人及ハワイ市民は帰化権がある。

### 三 選挙権

第十五回憲法改正はニク口に対し明確に選挙権を許可してゐるか、實際  
には級等或尚之を有してゐない。二、三の州は選挙権の実施を非常に嚴重  
且捏々の条件へ例へば居住期間、納税、資産、品行、教養、理解力、性格  
等）に適つた者のみに許可する爲、比較的僅かの有色人しか之に合格する  
事が出来ない。之に加ふるに合衆國に於ては選挙権に対する條件として民  
主黨が共和黨の党員たるを要するのであるが両黨ともニク口を党員から除  
外してゐる。

### 四 人種差別的學校法

二十箇州（大部分南部）の憲法及び三、三の州の簡單な法令は學校に於  
ける完全なる人種分離を規定してゐる。之等の州に於ては白人、黒人或は  
有色人を別個に收容する學校のみ許可された。又二、三の州は白人人口の稀

辨日州に於ては人種分離の学校組織は地方の学務官廳の裁定に委任され  
る。他の十州に於ては憲法又は簡單なる法令により人種又は皮膚の色に  
就き差別する事を嚴禁してゐる。残りの三三州に於ては学校制度に於ける  
人種差別の法律又は差別禁止の法律は存在しない。勿論人々を總ての米國  
市民に人學許可其他学校制度に關する平等權を規定してゐる第十四回改正  
憲法に論及し、学校制度に於ける人種的差別を規定せる各州の法律の憲法  
適合性につき屢々論議した。それにも拘らぬが、る憲法適合性は一九二七  
年合衆國最高法院に於て承認された。但し判決に於て、種々の人種に對し  
分離されし學校制度は總て同価値を有すべきを要求された。  
併し且かゝる現実に於ては白人と有色人とに分離されし學校は平等でない。  
例へば異人種に對する學校建築物は白色のそれと比し多く価値の低いもの  
である。

##### 五 其他の人種差別法

合衆國の總ての市民は契約を結ぶ之を履行する事或は相続、売買等に就

平等なる権利を有する事は明かである。第十四回憲法改正は、州は合衆  
国民の権利殊に自由又は財産を正当の理由なくして制限する如き法律を  
制定するを得ずと宣言してゐる。之により北米に於ける異民族市民は少  
くとも財産法に關しては白人と全く同等の権利を有する筈であるが、事實  
は決して其の通りではない。

就中茲に必要なのはシムクロイ法（一八八〇年乃至一九〇〇年）に於て制  
定する。一部は尚其後發布する）である。此の法律は交通制度に關聯し、  
有色人と白人とに対し分離されたる車と車に就き規定してゐる。例へばマリ  
ーランド州の法律を引用して見やう。（一八九四年マリーランド州 *Annotated*

*code* *Art. 27*）

「四三二条

旅客運送の車体を有する総ての鉄道会社は白人と有色人とに対し之々分離  
されたる客車を備ふべし。一箇の客車に於ても堅牢なる壁を以て分かれ  
る各戸口を有する各部分に分離されたる車と有做す。分離されたる客車に

日本人又は有色人に対し指定されたる車を明示すべし

四三三條

鉄道会社は之等の客車の柄、價、設備に於て差別又は不平等を爲すべからず

四三四條

四三三條及び四三三條の命令に従はずる鉄道会社は違法行為を爲したるものと看做す。各違反に対し三百弗以上千弗以下の罰金に課す

四三五條

鉄道会社の管理人及び監督者日本人又は有色人の旅行者を大々指定されたる客車に入らしむべく命ずべし。旅客若し之を拒みたる時は管理人及び監督者は其の旅行を拒否し、列車より退去せしむる権利を有す。指定されたる客車に乗車する事を拒みたる旅客は犯罪をなせるものと看做す。各犯行に対し五弗乃至五十弗の罰金。又は三十日以上の禁錮又は此の兩者を課す。

四三六條

四三五条に於て命せられ義務を怠り又は拒否したる管理人又は監督者は犯罪を爲せるものと看做す。各犯行に対し一十五兩以上五十兩以下の罰金を課す。

同様の規定が船舶、市街鉄道其他種々の施設に就ても存在する。例へば「シアター・ジニア法を犯すとハ一九三〇年シアター・ジニア法典一七九六章」に於ての人、組織、団体にして公衆用の劇場、オペラ、映画、其他の演劇、集會等の設備を有し、白人も黒人も之に出入する場合、之等の人、組織、団体は白人と黒人を区別し、各々に対し特定の席を設くべし。本規定に違反せる場合は百兩以上五百兩以下の罰金を課す」と規定してある。

ジム・クロウ法の憲法適合性も屢々論議された。併し且かゝ此の憲法適合性は法廷に於て度々承認され、就中合衆国最高法院に於て一八九六年

*Plessy vs. Ferguson* の判決に確定された。此の判決の内、次の箇条は興味がある。

「第十四回憲法改正の目的は勿論白人種の絶対的平等を法律に導入する

事であつた。併し皮膚の色に基づく區別を排除かんとする事が出来ぬのは当然である。白人種にとり不満足なるべき社会的平等と混合を強制する事は立法者の意志に反する事と見らる。白人種が互に接觸する場面に於て両者の分離を許可し或は規定する事は一方の劣等性を必然的に仮定することと見らる。かゝる法律の制定は例外であるが一般に警察力を行使する爲の立法府の権限内にある一手段として認められてゐる。

其他合衆國の有白人種は交際社会に於て非常且不利益と不平等を経験してゐる。二、三の南部の州に於て企てられ試み即ち法律により白人と有色人との住所を分離する事を規定せんとする事は合衆國最高法院の態度により不成功に終わった。(一九一七年 *Bucanan, et Wasley* の判決) 之に反し前述の目的を達せんとする家屋持主の協定は許可された。

此部及び中部諸州に於て法律による平等宣言があり、之により一定の地域に於ては旅館、理髮所、靜養所等に於てニグロは白人と全く平等なる事が規定してあるが、実際には旅館の経営者は己れの心に適つた人とのみ契

約を結ぶ法律上の権利を有する為、黒人なる故に拒否しと云ふ口実を用ひずして有色人との契約を拒否する事が出来る。

曾て黒人は裁判上の証言権及び証言義務に於て制限を受けざる傾向があつたが、今日總て之等の制限は撤廃された。併し今日尚實際に於ては有色人の証言に対し余り重きを置かぬといふ。陪審員から有色人を除外する事は一八七九年の合衆国裁判下より憲法違反なりと宣告された。併し自から陪審員となる事の出来る者且選挙権を有する者のみである為有色人は此の条件を満す事が出来ず、従つて實際に於ては有色人は陪審員となる事が出来ない。判事、其他の官職に対しても亦人種法的制限は無い事となつてゐるが實際に於ては有色人種の判事、官吏は殆ど存在しない。犯罪者、被告の人種は形式上裁判の過程に対し何等影響しない事となつてゐるが、事實は有色人は屡々白人よりも重く罰せられる。

リンチ（私刑）の問題は更に興味がある。曾て非常に盛んに行はれ、今日尚時々に之を見るのであるが、黒人が白人の女子を襲撃した場合に激昂して

群衆により黒人は辱へ私刑を受けたり。一九二二年合衆國議會は反私刑法の立案に対し同意したが上院の民主党の反対に會つて否決された。併し一九二〇年かう数州に於て反私刑法が立法され今日斯かる法律は北部の十州以上に於て制定されてゐる。私刑行為に参加した者及び之を擁護した警察官刑務所官吏は罰せられる事になつてゐる。併し且かり裁判所及び州の辯護士の拒絶的態度の爲今日迄突如に於て此の法律は極く稀にしか適用されてゐない。

最近に人種法的に見るべきものとして、偽つて政敵に白人をニガロの子孫なりと云つた場合、裁判に於て之を重大なる侮辱と認め、刑罰を課すと云ふ規定がある。

以上の如く北米合衆國の人種政策は自由思想と人種意識の相剋により甚だ不統一な支離滅裂な状態を示し、各州により非常に様々な状態である事が特徴である。



